住所　東京都杉並区下高井戸４丁目45番５号
金敬一　昭和55年６月８日生
住所　東京都港区高輪４丁目２番４号
余アイ　昭和56年４月15日生
住所　茨城県守谷市松ケ丘２丁目33番地１
金正彦　昭和53年11月７日生
住所　大分県別府市大字南立石2074番地30
趙梅子　昭和24年２月13日生
住所　茨城県龍ケ崎市佐貫町740番地
朴広美　昭和36年９月３日生
住所　埼玉県川越市脇田新町４番地18
鄭宣明　昭和53年３月30日生
住所　東京都荒川区南千住７丁目31番３―519号
キム・マイコ・ディマアノ・フジタ　平成元年７月15日生
ジャン・アドリアン・ディマアノ・フジタ　平成５年５月９日生
住所　東京都八王子市大和田町５丁目20番８号
崔優仁　昭和51年４月13日生
住所　名古屋市南区城下町３丁目43番地32
金梅水　昭和24年９月６日生
成加代子　昭和26年２月23日生
住所　名古屋市瑞穂区彌富通２丁目７番地
金鳳和　昭和53年10月23日生
住所　名古屋市瑞穂区塩入町９番17号
金愛淑　昭和55年３月24日生
住所　愛知県豊橋市鍛冶町80番地３
金昇　昭和47年９月27日生
住所　愛知県豊橋市下地町字五貫24番地
金實　昭和48年７月18日生
住所　愛知県西尾市戸ケ崎４丁目23番地７
安朋江　昭和56年12月10日生
住所　東京都江東区東雲２丁目４番４―416号
李佳拓　昭和62年11月19日生
住所　三重県鈴鹿市中旭が丘２丁目８番５号
河達慶　昭和45年11月26日生
住所　三重県桑名市星見ヶ丘２丁目1305番地
金彩花　昭和61年８月２日生
住所　沖縄県うるま市勝連南風原838番地１
洪眞紀　昭和45年11月15日生

○外務省告示第三十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十三年二月十日

外務大臣　前原　誠司

記

地域	期間
東京都港区 西麻布三丁目 元麻布二丁目 元麻布三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで）	平成二十三年二月二十三日から平成二十四年二月二十二日まで

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）及び都道北品川四谷線（外苑西通り）の部分を除く。

中華人民共和国大使館周辺地域

地域	期間
東京都港区 西麻布三丁目 元麻布二丁目 元麻布三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで）	平成二十三年二月二十三日から平成二十四年二月二十二日まで

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）及び都道北品川四谷線（外苑西通り）の部分を除く。

○外務省告示第三十八号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十三年二月十日

外務大臣　前原　誠司

記

アメリカ合衆国大使館周辺地域

地域	期間
東京都港区 赤坂一丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで） 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から七番まで） 虎ノ門四丁目（一番及び二番） 六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）	平成二十三年二月二十四日から平成二十四年二月二十三日まで

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点

○外務省告示第三十九号

平成二十二年十一月二十九日、国際連合安全保障理事会において、コンゴ民主共和国情勢に関し、武器禁輸措置等の期限を平成二十三年十一月三十日まで延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十三年二月十日

外務大臣　前原　誠司

（訳文）

二千十年十一月二十九日に国際連合安全保障理事会がその第六千四百三十二回会合において採択した決議第千九百五十二号（二千十年）

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国に関する従前の決議、特に決議第千八百七号（二千八年）、第千八百五十七号（二千八年）及び第千八百九十六号（二千九年）並びに議長声明を想起し、

コンゴ民主共和国及び地域の全ての国の主権、領土保全及び政治的独立に対する支持を再確認し、

決議第千七百七十一号（二千七年）に従って設置され、決議第千八百七号（二千八年）、決議第千八百五十七号（二千八年）及び第千八百九十六号（二千九年）に従って延長されたコンゴ民主共和国に関する専門家グループ（以下「専門家グループ」という。）の中間及び最終報告書（S／二〇一〇／二五二及びS／二〇一〇／五九六）並びにその勧告に留意し、専門家グループとコンゴ民主共和国政府との間、及び地域のその他の政府とその他の国際フォーラムとの間の協力を歓迎し、

北及び南キブ州並びにオリエンタル州を含むコンゴ民主共和国の東部地域に、その地域全体に不安定な情勢をもたらし続けている武装集団及び民兵が存在することに対する深い懸念を再度強調し、

全ての武装集団、特にルワンダ解放民主勢力（FDLR）及び神の抵抗軍（LRA）が直ちに武器を手放し、市民に対する攻撃を停止することを要求し、また、二千九年三月二十三日合意の全ての当事者が、効果的かつ誠実に約束を実施することを要求し、

コンゴ民主共和国の東部地域で活動している不法な武装集団が地域的及び国際的ネットワークから受けている支援に関する懸念を再度強調し、

決議第千五百三十三号（二千四年）、第千八百七号（二千八年）、第千八百五十七号（二千八年）及び第千八百九十六号（二千九年）に違反するコンゴ民主共和国の域内における武器の継続的で不正な流通及び同国への流入を非難し、コンゴ民主共和国に関する決議に規定された武器禁輸及びその他の措置の実施を密接に監視し続ける決意を宣言し、また、決議第千八百七号（二千八年）５の規定に定める通知の要件を遵守するという全ての国の義務を強調し、

アフリカ大湖地域の紛争を増加及び悪化させる主要な要因の一つとして、天然資源の不法な搾取、これら資源の不正な取引並びに武器の拡散及び密売の関連性を想起し、

コンゴ民主共和国の東部地域の文民に対する人権侵害及び人道法違反（相当な数の文民の殺害及び移送、児童兵の徴用及び使用、並びに広範に行われている性的暴力を含む。）が持続していることに重大な懸念をもって留意し、これらを行った者は司法手続に付されなければならないことを強調し、同国内の全ての人権侵害及び国際人道法違反に対する確固とした非難を改めて表明し、また、女性、平和及び安全、児童及び武力紛争、並びに、武力紛争における文民の保護に関連する全ての決議を想起し、

コンゴ民主共和国の領域内の安全を確保することと並びに法の支配、人権及び国際人道法を尊重して自国民を保護することに対する同国の主要な責任を強調し、

コンゴ民主共和国及び大湖地域諸国による、特に大湖地域国際会議の文脈における、地域の平和及び安定を共同して促進する現行の努力を歓迎し、コンゴ民主共和国政府及び全ての政府、特に大湖地域の政府が、その領域内において及びその領域からコンゴ民主共和国の東部地域の武装集団に対し支援が行われないことを確保するために効果的な措置をとることの重要性を再度強調し、

犯罪ネットワークによる天然資源取引を排除するとのコンゴ民主共和国政府の約束を支持し、この分野におけるコンゴ民主共和国政府と専門家グループとの協力の強化を歓迎し、

コンゴ民主共和国における事態が、この地域において国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千八百七号（二千八年）１の規定により課される武器に関する措置を二千十一年十一月三十日まで延長することを決定し、同決議2、3及び5の規定を再確認する。